

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和7年11月21日

秋田市長 沼 谷 純

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・33号 将軍野相染線

秋田都市計画道路 3・4・34号 土崎環状線

秋田都市計画道路 3・5・37号 秋田港四ツ屋線

秋田都市計画道路 3・4・76号 前田和田2号線

2 都市計画を変更する区域

秋田市土崎港東三丁目、土崎港東四丁目、土崎港北一丁目、土崎港北三丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、土崎港北七丁目、港北新町、港北松野町、土崎港相染町字土浜、土崎港相染町字沼端、土崎港相染町字浜ナシ山、河辺北野田高屋字上前田表、河辺北野田高屋字前田表、河辺和田字上中野および河辺和田字北条ヶ崎地内

3 縦覧期間

令和7年11月21日から同年12月5日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課